

住民団体側争う姿勢

上関原発調査訴訟
住民団体争う姿勢
第一回口頭弁論

2022年(令和4年)12月23日(金曜日)

中 16版 (27) 社会

山口県上関町に原発の建設を計画する中国電力が、予定地での海上ボーリング調査を止めないよう住民団体「上関原発を建てさせない祝島島民の会」に求めた訴訟の第1回口頭弁論が22日、山口地裁岩国支部であつた。島民の会は請求棄却を求め、全面的に争う構えを示した。

島民の会側は答弁書を提出した。代理人弁護士は口頭弁論の後、中電の訴えには法律上多くの問題点があると指摘し、次回以降、準備書面で主張を明らかにする説明した。清水敏保代表は、「祝島の漁業者は中電の埋め立てや調査に同意していらない」と述べた。

中電上関原発準備事務所は「当社の主張が認められるよう引き続き法廷で主張する」とコメントした。中電は2019年から予定地の海底を掘り、断層を詳しく調べる作業を試みてきたが、島民の会のメンバーが船で集まり、調査できていない。22年7月に民事訴訟を起こした。埋め立て工事の区域内に船に入るのは過去の仮処分決定に反すると主張している。

中電は期間内に調査ができないことを理由に、海の埋め立て免許の延長を10月に県へ申請した。県は中電の説明を認めたが、11月に延長を許可した。

毎日 19 地域

調査妨害訴訟 反対派争う姿勢

上関原発初弁論
上関町で原発建設設計画を進める中国電力(広島市)が、計画反対派の住民団体「上関原発を建てさせない祝島の会」に海上ボーリング調査を妨害しないよう求めて起こした民事訴訟の第1回口頭弁論が22日、山口地裁岩国支部(田中邦治裁判長)で開かれた。中国電は海上ボーリング調査を妨害しないよう求めた。中電出足はその後、同会に妨害行為の中止を求めて柳井簡裁に民事訴訟を起こした。柳井簡裁は「調査は原発建設に必要不可欠な工程」とし、公有水面(海面)の使用を妨害する一切の行為を禁止する判决を求めていた。一方、同会側は答弁書で中電側の請求の棄却を求め、清水敏保代表は「私たちも漁業者は釣りをしているだけ。利害関係者である漁業者に同意もなく調査しようとしているのは納得がいかない」と述べた。島民の会の清水敏保代表は、「私たちも漁業者は釣りをしていないし漁業権も放棄していない」とのコメントを出した。

(15) 岡内社会

中國電力が上関町で計画する上関原発の建設に必要な海底ボーリング調査をする際に、海上ボーリング調査を実施しておらず、漁業権も放棄しておらず、補償金も受け取っていない」とコメントを出し、白紙撤回を目指す構えだ。

中電上関原発準備事務所の担当者は、「当社の主張が認められるよう法廷で主張していく」と語った。

同事務所によると、中電が住民団体を相手取り訴訟を起こしたのは2016年8月に山口地裁で和解した「埋め立て工事と妨害行為による損害賠償請求事件」以来。次回期日は来年3月10日。

山 口

答弁書によると、同会の民側は妨害する可能性が高いと語り、漁業者は釣りをしているだけで妨害して示した。

清水敏保代表は、「中電は海上ボーリング調査の際に島を反原発団体「上関原発を建てさせない祝島島民の会」に求めた訴訟の第1回口頭弁論が22日、地裁岩国支部(田中邦治裁判長)で開かれた。同会側は請求棄却を認められた。同会は、「当社の主張があつた。同会側は請求棄却を認められるよう法廷で主張を示した。

答弁書によると、同会の民側は妨害する可能性が高いと語り、漁業者は釣りをしているだけで妨害して示した。被告は「上関原発を建てさせない祝島島民の会」。被告によると、海上ボーリング調査を含む、中電による建設予定地の公有水面の使用に対して、一切の妨害行為を禁じている。被告側は事前に答弁書を提出し、この日は出廷しなかつた。

被告側は、事前に提出した答弁書で「追って認否する」とした。会の清水敏保代表によると、原告側は「私たち釣りをしているだけ。漁業者の同意なく調査しようとしているのは納得がいかない」とのコメントを発表した。

次回期日は来年3月10日。

祝島の団体争う姿勢 原発調査の妨害予防

中電の請求棄却求める 原発調査の妨害予防

23 △ 地域 12版

上関町で原子力発電所建設を進めている中国電力(広島市)が、計画に対する住民団体を相手取り、建設予定地での海上ボーリング調査を妨害しないよう求めた訴訟の第一回口頭弁論が22日、山口地裁岩国支部(田中邦治裁判長)であつた。被告側は棄却を認め、争う姿勢を示した。